



NPO 法人  
エスペラントよこはま  
会員の栄 2015

# NPO 法人工エスペラントよこはまの発足にあたって

代表理事 柴山純一

2015年4月23日に「NPO 法人工エスペラントよこはま」が発足しました。日本の地方エスペラント会としてはじめての法人格をもった会となります。2012年10月に当時の横浜エスペラント会の運営委員会に法人化の構想を発表して以来、横浜市当局などとの交渉や手続きを進めていただいた土居敬和さん、そしてこの構想に賛同いただいた皆様に感謝いたします。

さて、1968年4月に発足しました「横浜エスペラント会」ですが、その47年の歴史を振り返ってみると、すでにNPO 法人の定款にもりこまれている活動を行っていることがわかります。定款第5条の各項目に対応して述べますと、

- (1) 宣伝普及では、よこはま国際フォーラムやよこはま国際フェスタへの参加、
- (2) 学習支援では、講習会・学習会、
- (3) 出版物の発行、取次ぎでは、Mevo-Libroj としての本の発行や JEI 図書の取次ぎ、
- (4) 海外エスペランチスト支援では、多くの方を横浜市内や近郊にご案内、また、第92回世界エスペラント大会への会全体での支援
- (5) 文化紹介では、冊子 Gvidlibro pri Jokohamo の発行や、Novaĵoj Tamtamaj 誌(NT)での横浜事情や日本文学の紹介、
- (6) 平和貢献では、NT や Hama-Ronda Vespero での発表や、由比忠之進さん関連の事業、
- (7) その他事業では、上記をあわせての日本エスペラント大会の主催をあげてもよいでしょう。

まさにこれらの実績と志の上にたって、あらたに目的を、定款第3条に再定義したように、「共通語エスペラントによる相互理解に基づく世界平和に寄与することを目的とする。」としてNPO 法人が発足しました。エスペラントをもつて、横浜市民に、そして世界の人々にエスペラントの価値とエスペラント使用から生まれる果実とを広めていきましょう。

## 設立趣旨書

言語の違いによって生じる様々な社会的困難への解決策として、1887年、ザメンホフによってエスペラントは全人類にとって平等で公平な共通語として具体的に提唱されました。近年インターネットの発展によってその存在価値がますます高まっています。

一方、その普及度は理想の高さに比例してまだまだ低いのが実情です。世界的には国際連合及びユネスコと公式な協力関係にある世界エスペラント協会が、日本では、一般財団法人日本エスペラント協会があり、エスペラントの普及、活用に邁進しています。新法人は、横浜を中心としてその一端を担いたいと考えます。

新法人は、エスペラントの存在が横浜市民に認知されるよう宣伝普及に力を入れ、学習を希望する市民を支援します。エスペラントを通じて海外のエスペラント語使用者に日本文化、日本文学などを紹介します。海外の文化、文学などを日本に紹介する活動も行い、エスペラントを通じた相互理解を促進させ、これらの活動によって言語の相違によって生じる不和の解消に努め、平和に貢献します。これらの実現のために広報体制の整備、教育体制の整備、普及体制の整備により、横浜を中心としたエスペラント運動を推進します。

横浜エスペラント会は、1900年代初頭から脈々と受け継がれてきた横浜市内のエスペラント運動を再活性化するため、1968年、新たな気持ちで発足しました。そして、エスペラントの普及のための様々な活動に取り組んできました。特に力を入れたのは、講習会の継続的な開催です。さらに学習会を不斷に開催、また会報の定期的、継続的発行にも

注力してきました。この間、神奈川県内のエスペラント会と協力して毎年ザメンホフ祭を開催、さらには、日本エスペラント大会も、1980年以来数回開催するなど、神奈川県内は言うに及ばず、日本のエスペラント運動へも貢献してきました。さらに、2007年、第92回世界エスペラント大会が横浜で開催されたおりには地元団体として全面的な協力をしました。会報も発足以来継続的に発行し2014年7月には467号になっています。全面エスペラントのみの会報も同月には295号になり、海外の諸団体に送り続けています。出版活動にも力を注ぎ、教科書、対訳書、会員の活動から生まれた様々な書籍などを発行してきました。これらの日常的な活動の積み重ねの結果、60人を超える会員によって活動を続けています。

横浜エスペラント会の実績をふまえ、良き伝統を継承しつつ、法人化によって社会的認知を得て、横浜市内、神奈川県内及び日本さらには世界的なエスペラント運動への貢献を果たしていきます。

なお、法的に認められる存在となり、社会的信用度を高めるための選択肢としては、財団法人や社団法人、さらには株式会社等の企業体を目指す方向があります。しかし、非営利かつ民主的運営及び私たちの活動内容と実力からすれば最もふさわしいあり方としての特定非営利活動法人（NPO法人）を選ぶことが妥当との結論に至り、ここにNPO法人エスペラントよこはまを設立します。

2014年9月6日

# NPO 法人工エスペラントよこはま定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人工エスペラントよこはまという。またエスペラント表記は Esperanto Jokohama という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に対して、エスペラントの普及に関する事業を行い、共通語エスペラントによる相互理解に基づく世界平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 國際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) エスペラントの宣伝普及事業
- (2) エスペラントの学習支援事業
- (3) エスペラント関連出版物等の発行、取次事業
- (4) 海外エスペランチスト支援事業
- (5) エスペラントによる文化紹介事業
- (6) エスペラントによる平和貢献事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人  
2 この法人には、次の3種の準会員を設ける。第7条から第12条までの規定は準会員にも適用する。

- (1) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

- (2) 学習会員 この法人の目的に沿った講座を受講する個人
- (3) 購読会員 この法人の目的に沿った会誌の購読を行う個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上7人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 各理事について、理事とその理事と特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。なお、特別の関係にあるとは、その理事の配偶者、三親等以内の親族をいう。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 欠員のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前

に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 第5章 事務局、顧問

#### (事務局の設置等)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会にて定める。

#### (顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

### 第6章 総会

#### (種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 51 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

#### (資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### (会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

#### (事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

#### (長期借入金)

第 50 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第11章 雜則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 柴山純一  
副代表理事 宮崎英子  
理事 布施憲太郎  
同 南波文晴  
同 土居智江子  
監事 荘部利一  
同 谷川弘

- 3 この法人の設立当初の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2015年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 年会費

- 正会員 6,000円  
(2) 正会員については、以下の各条件に応じて割り引いた年会費を適用する。ただし、会費の割引は重複して適用しない。

① 家族割引 正会員と同一住所に居住する家族

年会費 3,000円

② 中高生割引 中学生又は高校生

年会費 1,000円

#### (3) 正会員以外の年会費

① 賛助会員 1口 10,000円

② 学習会員 入門学習会1期分の講習費相当額及び継続学習会受講時の月額会費分

③ 購読会員 年会費 正会員の年会費の半額

以上

# 2015年度事業計画書

(2015年4月23日～12月31日)

## 1 事業活動方針

NPO 法人化初年度として、設立趣旨書、定款の目的に沿った活動の基礎づくりをしつつ今後の活動の展望を諮る。

## 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ① エスペラントの宣伝普及事業

##### ア 公開ハマロンダ・ベスペーロ（エスペラント語による講演会）開催事業

国際共通語エスペラントの様々な活動状況を紹介するエスペラント語による講演会を、市民、会員外エスペランチスト、会員を対象に開催する。（年5回）

##### イ 国際交流展開催事業

写真、書籍展示により、市民に国際共通語エスペラントの現在を理解してもらう。（9月）

##### ウ エスペラント活動体験発表事業

会員が国際共通語エスペラントを通じて体験した諸行事などを発表し、エスペラント語が生きて使われている状況を市民、会員に知らせる。（9月）

##### エ よこはま国際フェスタ 2015 参加事業

国際協力、国際交流、多文化共生等をテーマとして毎年恒例で開催されるフェスタに参加し、国際共通語エスペランチストを市民に宣伝・普及する。（10月、象の鼻パーク）

#### ② エスペラントの学習支援事業

##### ア 国際共通語エスペラント学習会開催事業

国際共通語エスペラント語の既学習者に対して進度別の学習クラスを設ける。8

月を除く毎週開催する。

#### イ 国際共通語エスペラント図書読書事業

国際共通語エスペラントの課題図書を各自読み、感想を市民、会員に披露する。結果を会報に発表する。（年4回）

#### ウ 国際共通語エスペラント無料セミナー開催事業

国際共通語エスペラントの無料セミナーを市民を対象に、開催する。（10月）

#### エ 国際共通語エスペラント入門コース開催事業

国際共通語エスペラントの入門コースを市民を対象に開催する。（年2回）

#### ③ エスペラント関連出版物等の発行、取次事業

##### ア 書籍等普及販売事業

国際共通語エスペラントの各種集会で出版物等の普及及び販売を市民、エスペランチストを対象に行う。

##### イ 会報発行事業

会員の情報共有および海外エスペランチスト等への情報提供のために会報（La Tamtam、Novačoj Tamtam）を会員、海外エスペランチスト等に8月を除く毎月発行する。

#### ウ エスペラント語版『横浜・鎌倉案内書』（2005年）改訂準備事業

来浜エスペランチストの案内に備え国際共通語エスペラント版『横浜・鎌倉案内書』（2005年）の改訂作業に入る。

#### ④ 海外エスペランチスト支援事業

##### ア 世界エスペラント大会での横浜観光紹介事業

第100回世界エスペラント大会（フランス・リール市）会場でブースをだし、

- 横浜の観光等を海外エスペラント紹介する。(7月)
- ⑤ エスペラントによる文化紹介事業  
 ア エスペラントによる日本文化紹介事業  
 國際共通語エスペラント版会報 Novajoj Tamtammas により横浜市や神奈川県、日本に関連する文化を海外エスペラントに紹介する。(年2回)
- ⑥ エスペラントによる平和貢献事業  
 ア. 神奈川県、横浜市平和活動への貢献事業  
 神奈川県や横浜市が行う平和活動をエスペラントによる市民レベルのネットワークを通じてエスペラント語版会報 Novajoj Tamtammas によって海外エスペラントを対象に広く知らせる。

以上

## La Statuto de Esperanto Jokohama (parto)

### Ĉapitro 1 ĝeneralaj

#### Artikolo 1. (nomo)

La organizo nomiĝas (japane) NPO-hoojin Esuperanto Jokohama, kies Esperanta esprimo estas "Esperanto Jokohama".

#### Artikolo 2. (sidejo)

La organizo metas sian ĉefsidejon en la urbo Jokohamo en la gubernio Kanagaŭa.

### Ĉapitro 2 celoj kaj entrepreno

#### Artikolo 3. (celoj)

La organizo celas kontribui al la monda paco surbaze de la interkompreniĝo pere de la komuna lingvo Esperanto, per entreprenoj koncernantaj la disvastigon de Esperanto al la civitanoj.

#### Artikolo 4. (neprofitocelaj aktivadoj laŭ leĝo)

Por la nomitaj celoj, la organizo faras jenajn aktivadojn laŭ "la Leĝo Sankcianta Neprofitocelajn Organizojn".

- (1) por evoluigi socian edukadon
- (2) por progresigi turismon
- (3) por progresigi akademian, kulturan, belartan aŭ sportan agadon

- (4) por protekti homajn rajtojn aŭ evoluigi pacon
- (5) por internacia interhelpo

#### Artikolo 5. (efektivaj agadoj)

- Por la nomitaj celoj, la organizo faras jenajn agadojn.
- (1) por reklami kaj dissemi Esperanton
  - (2) por subteni lernardon de Esperanto
  - (3) por eldoni kaj peri Esperantajn eldonajojn
  - (4) por asisti alilandajn esperantistojn
  - (5) por prezenti kulturon per Esperanto
  - (6) por kontribui pacon
  - (7) aliaj agadoj necesaj

*[poste ellasitaj. La Statuto konsistas el 56 Artikoloj kaj Aldono.]*

#### La estraro ĝis la fino de 2016 konsistas el jenaj personoj.

- Prezidanto: s-ro SIBAYAMA Zyun'iti
- Viceprezidanto: s-ino MIYAZAKI Hideko
- Estraranoj: s-ro FUSE Kentarou, s-ro NANBA Humiharu, s-ino DOI Ĉieko
- Revizoroj: s-ro KARIKE Riichi, s-ro TANIGAWA Hiroshi
- Direktoro (ekster la estraro): s-ro DOI Hirokaz

### Neprofitocela Organizo Esperanto Jokohama

- Adreso: Nisisiba 4-17-9, Kanazawaku, Yokohama-si, Kanagawa-ken  
236-0017
- TTT-ejo: <http://www.esperanto.yokohama/>
- Retposta adreso: [info@esperanto.yokohama](mailto:info@esperanto.yokohama)



### NPO 法人工エスペラントよこはま

- 〒 236-0017 横浜市金沢区西柴 4-17-9
- ホームページ : <http://www.esperanto.yokohama/>
- 電子メール : [info@esperanto.yokohama](mailto:info@esperanto.yokohama)
- 郵便振替口座 : 00220-7-55214
- 主な活動場所と時間 : かながわ県民センターなど  
最寄り駅 JR・私鉄各線・市営地下鉄横浜駅から徒歩 10 分以内  
毎週土曜日午後など